

## 秦野市空家バンク実施要綱

(令和2年5月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市内の空家等の情報を市内外に発信することによりその利活用を促進し、良好な住環境の確保及び地域の活性化を図るため、秦野市空家バンクの実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 本市の区域内にあり、現に人が居住せず、又は使用していない建築物及び空地をいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により、その空家等の売却又は賃貸を行うことができるものをいう。
- (3) 空家バンク 空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申請を受けて登録した情報について、必要に応じて公表又は連絡調整等を行うとともに、本市における空家等対策に関する協定を締結している不動産関係団体等（以下「協定団体」という。）に対し、空家等の不動産取引の媒介等のための情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(登録対象者)

第4条 空家バンクへの登録ができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等（以下「暴力団等」という。）でないもの
- (2) 所有者等又は所有者等から空家バンクへの登録について委任を受けているもの

(登録費用)

第5条 空家バンクへの登録に係る申請者の負担額は、無料とする。

(登録申請等)

第6条 空家バンクへの登録をしようとする所有者等は、空家バンク登録（更

新) 申請書 (第 1 号様式) 及び空家バンク登録カード (第 2 号様式。以下「登録カード」という。) により申請するものとする。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及びその空家等の現地調査をしたうえで、登録の可否を決定し、空家バンク登録 (更新・不登録) 決定通知書 (第 3 号様式) により申請者に通知する。

3 空家バンクへの登録を決定した空家等 (以下「登録空家」という。) は、空家バンク登録台帳 (以下「登録台帳」という。) に 2 年間登録する。

(登録の更新)

第 7 条 前条第 2 項の規定により登録の決定を受けた者 (以下「空家等登録者」という。) は、同条第 3 項に規定する登録期間の満了後も引き続き登録を希望するときは、その登録期間の満了の日の 2 か月前から満了の日までの間に空家バンク登録 (更新) 申請書及び空家バンク登録カードにより登録の更新の申請をするものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、登録の更新について準用する。

(媒介等の依頼)

第 8 条 空家等登録者から登録空家の売買、賃貸借等の媒介について協定団体に依頼をし、又はその中断若しくは終了をしたい旨の申出があったときは、空家バンク媒介等 (中断・終了) 依頼書 (第 4 号様式) に登録カードの写しを添えて、協定団体に依頼する。

(登録事項の変更及び取消の届出)

第 9 条 空家等登録者は、登録事項に変更があったときは、速やかに空家バンク登録事項変更届出書 (第 5 号様式) に、変更内容を記載した登録カードを添えて、届け出るものとする。

2 空家等登録者は、登録台帳の登録を取り消そうとするときは、空家バンク登録取消届出書 (第 6 号様式) を提出するものとする。

(登録取消の通知)

第 10 条 空家等登録者又は登録空家に次の各号のいずれかの理由が生じたときは、登録台帳の登録を削除するとともに、空家バンク登録取消通知書 (第 7 号様式) により、その空家等登録者に通知する。

(1) 空家バンク登録取消届出書の提出があったとき。

(2) 第 13 条第 2 項の規定により売買契約又は賃貸借契約の成立の報告があったとき。

(3) 所有権その他の権利に異動があったとき。

- (4) 登録した内容に不正又は虚偽があったことが判明したとき。
- (5) 登録から2年を経過したとき。
- (6) 暴力団等であることが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(登録空家の情報提供)

第11条 登録台帳に登録された情報は、本市のホームページに掲載し、及び交通住宅課窓口で提供するほか、適切な方法で公開する。

(利用の申請等)

第12条 登録空家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、空家バンク利用申請書（第8号様式）を提出するものとする。

2 前項の申請書の提出があったときは、空家バンク利用申請通知書（第9号様式）により空家等登録者又は空家等登録者が希望した協定団体に通知するとともに、登録台帳にその内容を登録し、その旨を空家等利用希望登録通知書（第10号様式）により利用希望者に通知する。

3 前項の規定にかかわらず、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、その内容を登録台帳に登録せず、空家等の利用を認めないこととし、その旨を空家等利用希望不登録通知書（第11号様式）により利用希望者に通知する。

- (1) 暴力団等であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(空家等登録者と利用希望者の交渉等)

第13条 本市は、空家等登録者と利用希望者との空家等に関する交渉並びに売買及び賃貸借等に関する契約については、関与しない。

2 空家等登録者は、前項の交渉により契約を締結したときは、空家バンク交渉結果報告書（第12号様式）に契約書の写しを添えて提出するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 空家等登録者、利用希望者及び協定団体は、空家バンクの利用により取得した個人情報の取扱いについて、秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例15号）の趣旨に従って、適正に取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。